

# 青森県報

号外第十八号

平成二十四年  
三月三十日  
(金曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課)…

### 訓 令

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令…………… (人事課)…

## 規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十六号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第十七号の五イ中「及び第四項」を削り、同号中ホをチとし、二をトとし、ハをへとし、ロをホとし、イの次に次のように加える。

ロ 第五十一条の三第一項の規定による指定事業者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関する事(大型法人等設置施設の設置者に係るものを除く)。

ハ 第五十一条の二十七第一項の規定による指定一般相談支援事業者等からの報

告等の徴収及び出頭の要求に関する事(大型法人等設置施設の設置者に係るものを除く)。

二 第五十一条の三第二項の規定による指定相談支援事業者からの報告等の徴収及び出頭の要求に関する事(大型法人等設置施設の設置者に係るものを除く)。

第四条の三第十八号中ナをウとし、ネをムとし、ツをラとし、ソをナとし、レをネとし、タをツとし、ヨをソとし、同号力中「第三十四条の十六第一項」を「第三十四条の十七第一項」に改め、同力を同号シとし、同号ワ中「第三十四条の十三第一項」を「第三十四条の十四第一項」に改め、同ワを同号タとし、同号ヲ中「第三十四条の四第一項の規定による」を「第三十四条の五第一項の規定による障害児通所支援事業等」に改め、同ヲを同号ヨとし、同号中ルを力とし、又をワとし、リをヲとし、同号子中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、同子を同号又とし、同又の次に次のように加える。

ル 第二十四条の三十九第一項の規定による指定障害児相談支援事業者からの報告等の徴収及び出頭の要求に関する事(大型法人等設置施設の設置者に係るものを除く)。

第四条の三第十八号ト中「の規定による障害児施設支援」を「(第二十四条の二十四第二項の規定により適用される場合を含む)の規定による障害児入所支援」に改め、同トを同号リとし、同号ヘ中「の規定による施設給付決定」を「(第二十四条の二十四第二項の規定により適用される場合を含む)の規定による入所給付決定」に、「同条第二項の規定による施設受給者証」を「第二十四条の四第二項(第二十四条の二十四第二項の規定により適用される場合を含む)の規定による入所受給者証」に改め、同ヘを同号チとし、同号ホ中「の規定による障害児施設給付費」を「(第二十四条の二十四第二項の規定により適用される場合を含む)の規定による障害児入所給付費」に、「同条第六項の規定による施設受給者証」を「第二十四条の三第六項(第二十四条の二十四第二項の規定により適用される場合を含む)の規定による入所受給者証」に改め、同ホを同号トとし、同号中二をへとし、ハをホとし、ロの次に次のように加える。

ハ 第二十一条の五の二十一第一項の規定による指定障害児通所支援事業者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関する事(大型法人等設置施設の設置者に係るものを除く)。

二 第二十一条の五の二十六第一項(第二十四条の十九の二において準用する場

合を含む。)の規定による指定障害児通所支援事業者からの報告等の徴収及び出頭の要求に關すること(大型法人等設置施設の設置者に係るものを除く。)。第四條の三第二十八号二中「第三十四條第一項」を「第三十四條」に改め、同條第三十五号中へを削り、トをへとし、チをトとし、同号に次のように加える。

チ 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法(以下この号において「旧法」という。)第二十四條第一項の規定による介護療養施設サービスを行った者等からの報告等の徴収及び同條第二項の規定による指定介護療養施設サービスに係る介護給付を受けた被保険者等からの報告の徴収に關すること。

リ 旧法第十二條第一項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に關すること。

又 旧法百十五條の三第三第一項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者からの報告等の徴収及び出頭の要求に關すること。

第五條の二中第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)の施行に關する次のこと。

イ 第四條第一項の規定による土地の形質の変更の届出の受理に關すること。

ロ イに係る第五十四條第一項の規定による報告の徴収に關すること。

ハ イに係る第五十六條第二項の規定による協力の要求に關すること。

第九條第一号八中「指定国立療養所等」を「指定医療機関」に改め、同号力及びヨを削る。

第十三條第一項第一号ツ中「第二百三十一條第一項第十九号」を「第二百三十一條第一項第二十一号」に改め、同項第十号中「農業協同組合」の下に「又は銀行、信用金庫若しくは信用協同組合」を加え、同項第十二号の三を削り、同項第二十五号二(一)中「第十一條第四項」を「第十一條第五項」に、「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同二(五)を同二(六)とし、同二(四)中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同(4)を同二(5)とし、同二(3)を同二(4)とし、同二(2)中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同(2)を同二(3)とし、同二(1)の次に次のように加える。

(2) 第十一條第六項(第十二條第三項において準用する場合を含む。)(の規定による協議に關すること。

第十三條第一項第四十五号又中「及び第九十六條の四」を削り、同号ルからネまで

の規定中「第九十六條の四」を「第九十六條の四第一項」に改め、同号ク中「第九十五條の二第三項及び第九十六條の二第五項において準用する第八條第一項並びに第九十六條の三第五項において準用する第四十八條第九項」を「及び第九十五條の二第三項」に改め、同号ヤ中「第九十五條の二第三項及び第九十六條の二第五項において準用する第九條第二項並びに第九十六條の三第五項において準用する第四十八條第九項」を「及び第九十五條の二第三項」に改め、同号ケを次のように改める。

ケ 第九十六條の二第六項(第九十六條の三第五項及び第九十六條の四第二項において準用する場合を含む。)(の規定による報告の受理に關すること。

第十三條第一項第四十五号中フ及びロを削り、エをフとし、テをコとし、アをエとし、サをテとし、キをアとし、ユをサとし、メをキとし、ミをユとし、シをメとし、エをミとし、ヒをシとし、モをエとし、セをヒとし、スをモとし、ンをセとし、同條第二項第一号八中「第五十八條第四項」を「第五十八條第五項」に改め、同八を同号トとし、同号ロを同号ホとし、同ホの次に次のように加える。

ヘ 第二十八條の二第一項及び第二項の規定による設備の設置に關すること。

第十三條第二項第一号イ中「と殺処分」を「殺処分」に改め、同イを同号ハとし、同ハの次に次のように加える。

二 第十七條の二第五項及び第六項の規定による殺処分に關すること。

第十三條第二項第一号にイ及びロとして次のように加える。

イ 第十條第一項及び第二項の規定による消毒に關すること。

ロ 第十條第三項の規定による通行の制限及び遮断に關すること。

第十四條第一号ワ中「第五十二條」を「第五十二條第一項」に改め、同ワを同号ヨとし、同号中ヲを力とし、ルをワとし、又をヲとし、リをルとし、チを又とし、トをリとし、へをトとし、トの次に次のように加える。

チ 第十三條の二第一項の規定による届出の受理に關すること。

第十四條第一号ホの次に次のように加える。

ヘ 第十二條の四第一項の規定による報告の受理に關すること。

第十八條第一項第十五号ロ中「第四十二條第二項」を「第五十二條の二第二項」に改める。

第二十三條第一号中「行為(」の下に「東青地域県民局にあつては、」を加える。

#### 附則

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この規則により委任した事務に係る申請、届出その他の行為で、この規則の施行

の際、現に青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第三条に規定する本庁において受理しているもの又は施行のための手続中のものについては、なお従前の例による。

訓 令

青森県訓令甲第十号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中、「青い森セントラルパークチームリーダー」を削り、同条第八号中、「生活再建・産業復興局次長及び県境再生対策室次長」を、「及び生活再建・産業復興局次長」に改める。

第十二条第六項第三号中、「地域県民局（東青地域県民局及び下北地域県民局を除く。）」を「三八地域県民局、西北地域県民局及び上北地域県民局」に改める。

別表第一総務学事課の項の第五号の部長専決事項の欄イ中「第二項」を「第三項」に改め、同項の第六号中「青森県認定こども園の認定の基準を定める条例（平成十八年十月青森県条例第八十号）」を「青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成二十三年十二月青森県条例第四十九号）」に改め、同号の部長専決事項の欄イ中「第三条の表第二号4ただし書」を「別表第二号4ただし書」に改め、同表市町村振興課の項の第一号の部長専決事項の欄二中「（第二百九十一条の十五第四項において準用する場合を含む。）」、「及び」に改め、「及び第二百九十一条の十四第一項」を削り、同欄ホ中「及び第二百九十一条

の十四第三項」を削り、「組合」を「広域連合」に改め、同欄中トを削り、チをトとし、同表防災消防課の項の第一号の副知事専決事項の欄中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとし、チをトとし、リをチとし、同号の課長専決事項の欄中イを削り、ロをイとし、同項中第七号を第十四号とし、第六号の次に次の七号を加える。

七 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の施行に関する次のこと。

- イ 第九条の規定による許可の取消しに関すること。
- ロ 第三十条の規定による製造保安責任者免状等の返納の命令に関すること。
- ハ 第三十四条の規定による保安統括者等の解任の命令に関すること。
- ニ 第三十八条の規定による許可の取消し等に関すること。
- ホ 第五十二条第四項の規定による検査主任者の解任の命令に関すること。
- ヘ 第五十三条の規定による登録の取消し等に関すること。
- イ 第五条第一項の規定による製造の許可に関すること。
- ロ 第十四条第一項の規定による製造施設等の変更の許可に関すること。
- ハ 第十六条第一項の規定による第一種貯蔵所の設置の許可に関すること。
- ニ 第十九条第一項の規定による第一種貯蔵所の変更の許可に関すること。
- ホ 第二十条第一項及び第三項の規定による完成検査に関すること。
- ヘ 第二十二条第一項の規定による高圧ガス等の輸入検査に関すること。
- ト 第二十六条第二

項の規定による危害予防規程の変更の命令に関すること。

チ 第三十五条第一項の規定による保安検査に関すること。

リ 第三十九条の規定による緊急の措置に関すること。

又 第四十四条第一項の規定による容器検査に関すること。

ル 第四十八条第五項の規定による許可に関すること。

ヲ 第四十九条第一項の規定による容器再検査に関すること。

ワ 第四十九条の二第一項の規定による附属品検査に関すること。

カ 第四十九条の四第一項の規定による附属品再検査に関すること。

コ 第五十条第三項の規定による容器

八 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の施行に関する次のこと。

イ 第二十二條の規定による業務主任者等の解任の命令に関すること。  
ロ 第二十五條の規

イ 第三條第一項の規定による事業の登録に関すること。  
ロ 第二十九條第一項の規定による保

検査所の登録及び更新並びに同条第四項の規定による容器等の種類の制限に関すること。  
タ 第五十六條第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によるくず化その他の処分に関すること。  
レ 第六十一條第一項の規定による報告の徴収に関すること。  
ソ 第六十三條第二項の規定による報告の命令に関すること。  
ツ 第六十四條の規定による現状変更の指示に関すること。

定による登録の取  
消しに関する事  
と。

八 第二十六条の規  
定による登録の取  
消し等に関する事  
と。

二 第三十五条の三  
の規定による認定  
の取消しに関する  
こと。

ホ 第三十五条の十  
の規定による認定  
の取消しに関する  
こと。

ヘ 第三十七条の七  
第一項の規定によ  
る許可の取消し等  
に関する事と。

ト 第三十八条の四  
第四項の規定によ  
る液化石油ガス設  
備士免状の返納の  
命令に関する事と。

安業務の実施の認  
定に関する事と。

八 第三十三条第一  
項の規定による一  
般消費者等の数の  
増加の認可に関す  
ること。

二 第三十五条第一  
項の規定による保  
安業務規程の認可  
に関する事と。

ホ 第三十五条の六  
第一項の規定によ  
る保安の確保の方  
法等の認定に関す  
ること。

ヘ 第三十六条第一  
項の規定による貯  
蔵施設等の設置の  
許可に関する事と。

ト 第三十七条の二  
第一項（第三十七  
条の四第三項にお  
いて準用する場合  
を含む。）の規定  
による変更の許可  
に関する事と。

チ 第三十七条の三  
第一項（第三十七  
条の四第四項にお  
いて準用する場合  
を含む。）の規定

を含む。）の規定

による完成検査に  
関すること。

リ 第三十七条の四  
第一項の規定によ  
る充てん設備の許  
可に関する事と。

又 第三十七条の六  
第一項の規定によ  
る保安検査に関す  
ること。

ル 第三十八条の四  
第二項第三号の規  
定による認定に関  
すること。

ヲ 第八十二条第一  
項、第二項及び第  
五項の規定による  
報告の徴収に関す  
ること。

ワ 第八十三条第一  
項から第四項まで  
及び第七項の規定  
による立入検査等  
に関する事と。

イ 第三条の規定に  
よる製造の許可に  
関すること。

ロ 第五条の規定に  
よる販売営業の許

イ 第八条の規定に  
よる許可の取消し  
に関する事と。  
ロ 第三十一条第五  
項の規定による火

九 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の施行に関する次  
の事と。

薬類製造保安責任者免状等の返納の命令に関すること。  
 八 第三十四条の規定による製造保安責任者等の解任の命令に関すること。  
 二 第四十四条の規定による許可の取消し等に関すること。  
 ホ 第四十五条の三十一（第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による解任の命令に関すること。  
 ヘ 第四十五条の三十四（第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定の取消し等に関すること。

可に関すること。  
 八 第十条第一項の規定による製造施設等の変更の許可に関すること。  
 二 第十二条第一項の規定による火薬庫の設置等の許可に関すること。  
 ホ 第十三条ただし書の規定による許可に関すること。  
 ヘ 第十五条第一項及び第二項の規定による完成検査に関すること。  
 ト 第十五条第一項ただし書の規定による指定完成検査機関の指定に関すること。  
 チ 第十七条第一項の規定による譲渡及び譲受の許可並びに同条第三項の規定による当該許可の取消しに関すること。  
 リ 第二十四条第一項の規定による輸入の許可に関すること。

又 第二十五条第一項の規定による消費の許可及び同条第三項の規定による当該許可の取消しに関すること。  
 ル 第二十七条第一項の規定による廃棄の許可に関すること。  
 フ 第二十八条第一項の規定による危害予防規程の認可に関すること。  
 ワ 第二十八条第四項の規定による危害予防規程の変更の命令に関すること。  
 カ 第二十九条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による保安教育計画の認可及び同条第四項の規定による指定に関すること。  
 コ 第三十五条第一項の規定による保安検査に関すること。

タ 第三十五条第一

項第一号の規定による指定保安検査機関の指定に関すること。

レ 第三十五条の二

第四項の規定による自主検査の立会いに関すること。

ソ 第三十六条第二

項の規定による安定度試験の実施の命令に関すること。

ツ 第四十二条及び

第四十六条第二項の規定による報告の徴収に関すること。

ネ 第四十三条第一

項の規定による立入検査等に関すること。

ナ 第四十五条の規

定による緊急の措置に関すること。

ラ 第四十五条の二

十九第一項（第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。）

の規定による業務規程の認可に関する

ること。

ム 第四十五条の二

十九第三項（第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。）

の規定による業務

規程の変更の命令に関すること。

ウ 第四十五条の三

十三（第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による適合命令

に関すること。

エ 第四十七条の規

定による現状変更の指示に関すること。

オ 第五十二条第一

項の規定による意見の聴取に関する

こと。

十一 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の

施行に関する次のこと。

イ 第十五条第一項

の表に規定する安全な場所の指示に関する

こと。

十二 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号）の施行に関する

次のこと。

<p>イ 第二十条において準用する第八條第一項及び第十二條第一項の規定による許可に関すること。</p> <p>ロ 第二十条において準用する第六條及び第十五條の規定による許可の取消し等に関すること。</p>	<p>イ 第十七條第一項及び第十八條ただし書の規定による製造の許可に関すること。</p> <p>ロ 第十九條第一項の規定による販売の事業の許可に関すること。</p> <p>ハ 第二十四條の規定による報告の徴収に関すること。</p> <p>ニ 第二十五條第一項の規定による立入検査等に関すること。</p>
<p>十二 電気工事法（昭和三十五年法律第百三十九号）の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 第四條第四項第三号の規定による認定に関すること。</p> <p>ロ 第四條第六項の規定による電気工事士免状の返納の命令に関すること。</p>	<p>イ 第三條第一項の規定による登録及び同條第三項の規定による更新の登録に関すること。</p> <p>ロ 第三十三條の規定による苦情の処理に関すること。</p>
<p>十三 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 第二十八條第一項の規定による登録の取消し等に関すること。</p>	<p>イ 第三條第一項の規定による登録及び同條第三項の規定による更新の登録に関すること。</p> <p>ロ 第三十三條の規定による苦情の処理に関すること。</p>

<p>別表第一原子力安全対策課の項の第一号の課長専決事項の欄中イを削り、ロをイとし、同表自然保護課の項の第一号の副知事専決事項の欄に次のように加える。</p> <p>イ 第二十二條の四の規定による生態系維持回復事業の認定の取消しに関すること。</p>	<p>定による更新の登録に関すること。</p> <p>ロ 第三十三條の規定による苦情の処理に関すること。</p>
<p>別表第一自然保護課の項の第一号の部長専決事項の欄ハ中「の規定」を「から第十号までの規定」に、「湖沼等」を「区域等」に改め、同欄ニを削り、同欄ホ中「第十八條第三項第六号」を「第十八條第三項第七号」に改め、同ホを同欄ニとし、同欄中チをリとし、トをチとし、同欄ヘ中「協議等」を「協議」に改め、同ヘを同欄ホとし、同ホの次に次のように加える。</p> <p>ヘ 第二十二條の二第一項の規定による生態系維持回復事業計画の策定（廃止及び変更を含む。）に関すること。</p> <p>ト 第二十二條の三第二項の規定による生態系維持回復事業の認定及び同條第五項の規定による生態系維持回復事業の変更の認定に関すること。</p> <p>別表第一自然保護課の項の第三号の部長専決事項の欄コからニまでの規定中「協議等」を「協議」に改め、同項の第四号の副知事専決事項の欄に次のように加える。</p> <p>イ 第三十條の規定による生態系維持回復事業の認定の取消しに関すること。</p> <p>別表第一自然保護課の項の第四号の部長専決事項の欄イ中「第六條第二項」を「第十條第一項」に改め、同欄ロ中「第七條第二項」を「第十一條第二項」に改め、「認可」の下に「及び同條第五項の規定による公園事業の変更の認可」を加え、同欄ト中「第二十三條第一項」を「第三十八條第一項」に改め、同トを同欄ルとし、同欄ヘ中「第十七條第四項」を「第三十二條第四項」に、「第二十一條」を「第三十六條」に改め、同ヘを同欄又とし、同欄ホ中「第十五條」を「第二十六條」に改め、同ホを同欄トとし、同トの次に次のように加える。</p> <p>チ 第二十八條第一項の規定による生態系維持回復事業計画の策定（廃止及び変更を含む。）に関すること。</p> <p>リ 第二十九條第二項の規定による生態系維持回復事業の認定及び同條第五項の規定による生態系維持回復事業の変更の認定に関すること。</p>	<p>定による更新の登録に関すること。</p> <p>ロ 第三十三條の規定による苦情の処理に関すること。</p>



別表第一自然保護課の項の第四号の部長専決事項の欄二中「第十二条第二項」を「第二十三条第二項」に改め、同一を同欄へとし、同欄八中「第十条第三項第十二号」を「第二十一条第三項第三号、第十一号、第十三号及び第十五号」に、「車馬の使用等が制限される区域」を「区域等」に改め、同八を同欄ホとし、同欄口の次に次のように加える。

ハ 第十三条第一項及び第二項の規定による承継の承認に関する事。

ニ 第十五条第三項の規定による公園事業の執行の認可の取消しに関する事。

別表第一自然保護課の項の第四号の課長専決事項の欄イ中「第十条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同欄口中「第十条第三項第六号」を「第二十一条第三項第七号」に改め、同欄八中「第十条第三項第九号」を「第二十一条第三項第十号」に改め、同欄二中「第十条第三項第十号」を「第二十一条第三項第十二号」に改め、同項の第五号の部長専決事項の欄イ中「第三条」を「第四条第三項」に改め、同欄口からトまでを削り、同表健康福祉政策課の項の第一号の部長専決事項の欄二を削り、同項の第六号の部長専決事項の欄口中「に関する計画の樹立及び実施」を「の実施」に改め、同表保健衛生課の項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げ、同表高齢福祉保険課の項の第二号中「介護保険法」の下に「(平成九年法律第百二十三号)」を加え、同号の部長専決事項の欄イ中「更新」の下に「及び第七十条の三第一項の規定による指定の変更」を加え、同欄八中「及び同項第三号の規定による指定介護療養型医療施設の指定(第七十条の二第一項の規定による指定の更新を含む。)」を削り、同欄中ヲ及びビヲを削り、力をヲとし、ヨをワとし、タをカとし、レをヨとし、ソをタとし、ツをレとし、ネをソとし、同欄に次のように加える。

ツ 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法(以下この号において「旧法」という。)第七十七条の二第一項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新に関する事。

ネ 旧法第八十八条第一項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の変更に関する事。

ナ 旧法第一百四十四条第一項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の取消し及び効力の停止に関する事。

ラ 旧法第一百五十五条の三十五第四項の規定による指定介護療養型医療施設の開設

者に対する報告等の命令に関する事。

△ 旧法第一百五十五条の三十五第六項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の取消し及び効力の停止に関する事。

別表第一高齢福祉保険課の項の第二号の課長専決事項の欄中トを削り、チをトとし、リをチとし、同欄に次のように加える。

リ 旧法第十二条第一項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者等からの報告等の徴収及び出頭等の要求に関する事(大型法人等設置施設に係るものに限る。)

又 旧法第一百五十五条の三十三第一項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者からの報告等の徴収及び出頭等の要求に関する事(大型法人等設置施設に係るものに限る。)

別表第一こどもみらい課の項の第一号の副知事専決事項の欄中二をホとし、ハをニとし、ロをハとし、同欄イ中「第三十四条の五、第三十四条の十三第四項及び第三十四条の十六第四項」を「第三十四条の十四第四項及び第三十四条の十七第四項」に改め、同イを同欄口とし、同欄にイとして次のように加える。

イ 第三十四条の六の規定による事業の制限及び停止の命令に関する事(障害児通所支援事業等を行う者に係るものを除く。)

別表第一こどもみらい課の項の第一号の部長専決事項の欄イ中「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に改め、同号の課長専決事項の欄イ中「第六条の三第二項」を「第六条の四第二項」に改め、同欄リ中「第三十四条の四第一項」を「第三十四条の五第一項」に改め、同欄又中「第三十四条の十三第一項」を「第三十四条の十四第一項」に改め、同項の第十四号の部長専決事項の欄イ中「第二項」を「第三項」に改め、同項の第十五号中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改め、同項の第十六号中「青森県認定こども園の認定の基準を定める条例」を「青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例」に改め、同号の部長専決事項の欄イ中「第三条の表第二号3ただし書」を「別表第二号3ただし書」に改め、同表障害福祉課の項の第一号の副知事専決事項の欄イ中「及び第四項」を削り、同欄中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 第五十一条の二十九第一項の規定による指定一般相談支援事業者の指定の取消し及び効力の停止に関する事。

別表第一障害福祉課の項の第一号の部長専決事項の欄口中「第三十二条第一項」を

「第五十一条の第十四第一項」に、「指定相談支援事業者の指定（第四十一条第一項）を「指定一般相談支援事業者の指定（第五十一条の二十一第一項）」に改め、同号の課長専決事項の欄八中「及び第四項」を削り、同欄中へをりとし、ホをチとし、二をトとし、八の次に次のように加える。

二 第五十一条の三第一項の規定による指定事業者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関する事（大型法人等設置施設の設置者に係るものに限る。）。

ホ 第五十一条の二十七第一項の規定による指定一般相談支援事業者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関する事（大型法人等設置施設の設置者に係るものに限る。）。

へ 第五十一条の三十二第一項の規定による指定相談支援事業者からの報告等の徴収及び出頭の要求に関する事（大型法人等設置施設の設置者に係るものに限る。）。

別表第一障害福祉課の項の第四号の副知事専決事項の欄中二をへとし、八をホとし、口をニとし、同欄イ中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同イを同欄口とし、同口の次に次のように加える。

ハ 第三十四条の六の規定による事業の制限及び停止の命令に関する事（障害児通所支援事業等を行う者に係るものに限る。）。

別表第一障害福祉課の項の第四号の副知事専決事項の欄にイとして次のように加える。

イ 第二十一条の五の二十三第一項の規定による指定障害児通所支援事業者の指  
定の取消し及び効力の停止に関する事。

別表第一障害福祉課の項の第四号の部長専決事項の欄中へをトとし、ホをへとし、二をホとし、同欄ハ中「第二十四条の二十一」の下に「（第二十四条の二十四第二項の規定により適用される場合を含む。）」を加え、同ハを同欄ニとし、同欄口中「において準用する」を「（第二十四条の二十四第二項の規定により適用される場合を含む。）において準用し、及び第二十四条の二十四第二項の規定により適用される」に、「国民健康保険団体連合会等」を「連合会」に改め、同口を同欄ハとし、同欄イ中「の規定による指定知的障害児施設等」を「（第二十四条の二十四第二項の規定により適用される場合を含む。）の規定による指定障害児入所施設」に改め、同イを同欄口とし、同欄にイとして次のように加える。

イ 第二十一条の五の三第一項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定  
（第二十一条の五の十六第一項の規定による指定の更新を含む。）に関する事

と。

別表第一障害福祉課の項の第四号の課長専決事項の欄八を同欄へとし、同欄口中「第二十四条の二十一」の下に「（第二十四条の二十四第二項の規定により適用される場合を含む。）」を加え、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同口を同欄ニとし、同ニの次に次のように加える。

ホ 第二十四条の三十九第一項の規定による指定障害児相談支援事業者からの報告等の徴収及び出頭の要求に関する事（大型法人等設置施設の設置者に係るものに限る。）。

別表第一障害福祉課の項の第四号の課長専決事項の欄イ中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、同イを同欄ハとし、同欄にイ及び口として次のように加える。

イ 第二十一条の五の二十一第一項の規定による指定障害児通所支援事業者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関する事（大型法人等設置施設の設置者に係るものに限る。）。

ロ 第二十一条の五の二十六第一項（第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）の規定による指定障害児通所支援事業者からの報告等の徴収及び出頭の要求に関する事（大型法人等設置施設の設置者に係るものに限る。）。

別表第一障害福祉課の項の第四号の課長専決事項の欄に次のように加える。

ト 第三十四条の五第一項の規定による障害児通所支援事業等を行う者からの報告の徴収に関する事（大型法人等設置施設の設置者に係るものに限る。）。

別表第一商工政策課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項の第八号の部長専決事項の欄ルを削り、同号を同項の第七号とし、同項中第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）の施行  
に関する次のこと。

イ 第二条第一項の 規定による購買会 事業を利用させる ことの禁止に関する こと。	イ 第三条第一項の 規定による貸付け 及び譲渡しの許可 並びに同条第四項 （第七条第四項及 第七号）
---	---

□ 第十条第一項の規定による許可の取消しに関すること。

八 第十二条第一項の規定による公正取引委員会に対する請求に関すること。

○ 第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による協議に関すること。

□ 第七条第一項の規定による変更の許可に関すること。

八 第十八条第一項の規定による申出に関すること。

別表第一商工政策課の項の第十一号を次のように改める。

十一 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十二号)の施行に関する次のこと。

イ 第六十七条の二ただし書の規定による余裕金の運用の認可に関すること。

イ 第五十九条(第五十五条第五項において準用する場合を含む。)の規定による総会の招集の承認に関すること。

別表第一商工政策課の項に次の三号を加える。

十二 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)の施行に関する次のこと。

イ 第三十六条第一項の規定による第一種大規模小売店舗立地法特例区域

の決定に関すること。

□ 第五十五条第一項の規定による第二種大規模小売店舗立地法特例区域の決定に関すること。

十三 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の施行に関する次のこと。

イ 第六十六条第二項の規定による土地使用等に係る許可の協議に関すること。

イ 第二十四条の規定による鉱業権の設定出願の協議に関すること。

十四 その他の事項に関する次のこと。

イ 一件の請負工事設計額(支給品の額を含む。以下「設計額」という。)が二億六千万円以上三億九千万円未満の鉱害防止工事の施行に関すること。

イ 電気採鉱機による鉱床水脈調査の受託に関すること。

□ 一件の設計額が一億三千万円以上二億六千万円未満の鉱害防止工事の施行に関すること。

イ 一件の設計額が一億三千万円未満の鉱害防止工事の設計変更に関すること。

□ 当初契約予定価格が二億六千万円未満の鉱害防止工事の設計変更に関すること。

□ 当初契約予定価格が三億九千万円以上五億円未満の鉱害防止工事の設計変更に関すること。

ハ 当初契約予定価格が二億六千万円以上三億九千万円未満の鉱害防止工事の設計変更に関すること。

別表第一経営支援課の項中「~~森林計画~~」を「~~森林計画~~」に改め、同項の第一号を次のように改める。

- 一 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号）の施行に関する次のこと。

- イ 第三条第三項の規定による意見に関すること。
- ロ 第四条第一項の規定による計画に関すること。

別表第一経営支援課の項の第二号を次のように改める。

- 三 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）の施行に関する次のこと。

- イ 第四条第一項の規定による地域産業資源の内容の決定（変更を含む。）に関すること。

別表第一経営支援課の項の第四号を削り、同表の工業振興課の項中「~~工業振興~~」を「~~工業振興~~」に改め、同項の第三号から第十一号までを削り、同表の新産業創造課の項の第二号の部長専決事項の欄イ及び農林水産政策課の項の第二号の部長専決事項の欄イ中「及び」の下に「同条第二項の規定による除去費用等の指定並びに」を加え、「当該指定」を「これらの指定」に改め、同表食の安全・安心推進課の項の第四号の部長専決事項の欄イ中「第三項」を「第四項」に改め、同表構造政策課の項の第一号の部長専決事項の欄イ中「第六条第六項」を「第六条第五項」に改め、同項の第四号の部長専決事項の欄中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとし、チをトとし、同項の第五号の部長専決事項の欄

イ中「第四条第六項」を「第四条第八項」に改め、同項の第六号の部長専決事項の欄中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同表りんご果樹課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同表畜産課の項の第二号の部長専決事項の欄イ中「第二条の四第三項」を「第二条の四第四項」に、「第二条の三第三項及び第四項」を「第二条の三第四項及び第五項」に改め、同項の第五号の部長専決事項の欄イ中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改め、同号の課長専決事項の欄へ中「第五十八条第三項」を「第五十八条第四項」に改め、同へを同欄チとし、同欄ホを同欄へとし、同への次に次のように加える。

ト 第十三条の二第八項の規定による患畜等である旨の公示に関すること。  
別表第一畜産課の項の第五号の課長専決事項の欄中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 第五条第三項の規定による検査の実施に関すること。

別表第一林政課の項の第一号の部長専決事項の欄ロ及び二中「第十条の五第七項」を「第十条の五第九項」に改め、同号の課長専決事項の欄イ(1)中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に、「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同イ(2)中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同(2)を同イ(3)とし、同イ(1)の次に次のように加える。

(2) 第十一条第六項（第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による協議に関すること。

別表第一林政課の項の第三号の課長専決事項の欄イを削り、同項の第四号の部長専決事項の欄へ及び同表農村整備課の項の第五号の部長専決事項の欄へ中「及び同条第三項の規定による協議」を削り、同表河川砂防課の項の第三号の部長専決事項の欄リを削り、同項の第六号の部長専決事項の欄へ中「及び同条第三項の規定による協議」を削り、同項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十一 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）の施行に関する次のこと。

- イ 第八条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取



を「三八地域県民局、西北地域県民局及び上北地域県民局」に改め、同号を同項の第三十八号とし、同項の第四十号中「地域県民局（東青地域県民局及び下北地域県民局を除く。）」を「三八地域県民局、西北地域県民局及び上北地域県民局」に改め、同号を同項の第三十九号とし、同項の第四十一号から第四十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表地域県民局の地域連携部の環境管理事務所の環境管理事務所長の項に次の一号を加える。

十三 事務委任規則第五条の二十三号に掲げる事務

別表第五地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長の項の第二十四号中「及びホ」を「から二まで及びチ」に改め、同項の第二十五号中「から八まで及びネ」を「ロ、ホ及びム」に改め、同表東青地域県民局、中南地域県民局及び三八地域県民局の地域健康福祉部の福祉総室長西北地域県民局、上北地域県民局及び下北地域県民局の地域健康福祉部の福祉こども総室長の項の第二号中「及びホ」を「から二まで及びチ」に改め、同項の第三号中「ニ、チ、又」を「ハ、ニ、ヘ、又、ル、ワ」に、「ルからレまで、ソ」を「カからネまで、ナ」に、「ネ」を「ム」に、「ナ」を「ウ」に改め、同表東青地域県民局、中南地域県民局及び三八地域県民局の地域健康福祉部のことも相談総室長西北地域県民局、上北地域県民局及び下北地域県民局の地域健康福祉部の福祉こども総室長の項の第一号中「ホからトまで、リ、又」を「トからリまで、ヲ、ワ」に、「ツ及びビネ」を「ラ及びム」に改め、同表地域県民局（東青地域県民局及び下北地域県民局を除く。）の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長の項中「地域県民局（東青地域県民局及び下北地域県民局を除く。）」を「三八地域県民局、西北地域県民局及び上北地域県民局」に改め、同項の第六号中「テ及びコ」を「ク及びサ」に改め、同表西北地域県民局地域農林水産部の鱒ヶ沢町駐在の次長の項の第六号中「(4)」を「(5)」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭

